

Q9-2. 移転価格税制上の関連者について教えてください。

移転価格税制においては、関連者との取引の詳細について、原則として営利事業所得税確定申告書への開示(Q9-7 参照)や移転価格報告書の作成が義務付けられています(Q9-5、Q9-6 参照)。

A 社とB 社間の関係が、以下の状況のいずれかに当てはまる場合、B 社はA 社にとって関連者とされます。

1. A 社が直接的・間接的にB 社の20%以上の議決権のある株式・出資を保有している状況
2. 同一の者がA 社、B 社両方の20%以上の議決権のある株式・出資を保有している状況
3. A 社が直接的・間接的にB 社の10%以上の議決権のある株式・出資を保有し、かつその保有比率が最高比率である状況
4. A 社、B 社の業務執行株主または取締役の半数以上が同一である状況
5. B 社の取締役の半分以上がA 社およびA 社が50%以上の議決権のある株式・出資を保有している会社から派遣されてきている状況
6. A 社、B 社の董事長、総経理もしくはそれに相当する者またはさらに高い役職の者が同一人物である、あるいは配偶者関係や2親等内の親族関係にある状況
7. A社がB社の人事、財務または業務経営を直接的あるいは間接的に支配している状況

ここでいう直接的あるいは間接的に支配している状況には、次の状況が含まれるとされています。

- (1) B社の総経理あるいはそれに相当する者またはさらに高い役職の者が、A社から派遣されている状況
 - (2) B社の総資産の3分の1以上の融資もしくは裏書保証をA社が行っている状況(金融機関を除く)
 - (3) A社の生産活動がB社の知的財産権の提供によりはじめて可能になり、かつその生産額がA社の同年度生産総額の50%以上
 - (4) A社の原料、商品の仕入について、B社が価格や取引条件を支配しており、かつB社への仕入額がA社の同年度の仕入総額の50%以上
 - (5) A社の商品販売について、B社が価格や取引条件を支配しており、かつB社への売上額がA社の同年度の売上総額の50%以上
8. A社とB社が合弁契約あるいは共同経営契約を結んでいる状況
 9. その他、A社がB社に対して支配力がある、あるいは人事、財務、業務経営あるいは管理政策上、重大な影響力があると証明された場合

なお、台湾内本店と台湾外支店、台湾内支店と台湾外本店または台湾外の他の支店との取引は、同一法人の内部取引ですが、移転価格税制上は関連者間取引に含まれます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。